

市街地開発計画の断念に伴い、コンサルタント会社に和解金を支払ったのは、元理事長が独断で行った合意が原因だとして、高取町土地開発公社が、元理事長に損害賠償を求めた訴訟の判決が29日、奈良地裁であり、牧賢二裁判長は請求通り3千万円の支払いを元理事長に命じた。判決によると、元理事長は前町長の筒井良盛氏（67）。1994年9月ごろから新市街地開発計画に携わり、シードコンサルタント社（奈良市）に企業誘致と総合計画の作成を依頼。筒井氏は事前協議書を作成するにあたって建設会社2社に開発申請者としての名義を借り、「生じた問題は公社の責任で解決する」と約束した。その後、2社は計画から撤退したが、シード社に業務報酬を支払わなかつたなどとして訴訟となつた。訴訟中、筒井氏はシード社との間で「2社の支払い精算残高が約1億2500万円ある」とする合意書を作成。計画の断念が決まつた後の2005年12月、シード社から合意書に基づいた支払いを求める訴訟を起こされた公社は、一审大阪地裁で敗訴後、控訴審で和解し、3千万円を支払つた。筒井氏側は「実際に支払うことを約束する趣旨で合意書を作成したものではない」と主張したが、判決は「合意書は被告が主体となり精算残高を認め、支払い義務を負担すると約束したと認識できる」と認めた。筒井氏は08年1月、公社の公金約1千万円を着服した疑いで大阪地検特捜部に逮捕され、同8月、業務上横領と競売入札妨害の罪で有罪判決が確定した。筒井氏は朝日新聞の取材に「支払う約束は確約しておらず、善管注意義務違反はなかつたと考えている。控訴するつもりだ」と話した。（2013年1月30日　朝日新聞朝刊より）